

独立行政法人教職員支援機構における研究活動に係る行動規範

平成30年4月1日
理事長 裁定

独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）は、学校教育関係職員等に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上を図ることを目的としている。

機構及び機構において研究活動に携わる全ての者（以下「研究者」という。）は、研究活動の果たす社会的役割の大きさに鑑み、それぞれの研究と社会との健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。

これらの基本的認識の下に、機構は、研究者が遵守すべき行動規範をここに定める。

1. 公正な研究活動の原則

研究活動を公正に遂行するために、研究者は次の行動をとることが求められる。

- (1) 先行する研究成果を尊重し、客観的で十分な根拠をもって研究すること。
- (2) 引用や他人の仕事を評価する際には公平であること。
- (3) 研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想、宗教などによって個人を差別せず、人格を尊重すること。
- (4) 障害のある子供や研究する対象に配慮すること。
- (5) それぞれの分野で適切な研究手続に沿った研究を行い、データの管理と利用とを適切に行うこと。
- (6) 成果の公表に際しては、研究への実質的貢献に基づいてオーサーシップを適切に定めること。
- (7) 機構外の団体や企業と連携・協力した活動を行う場合、公共の利益や機構の責務との相反関係に陥らないように配慮すること。
- (8) 研究資金源を明記するとともに、研究費の使用ルールを遵守すること。
- (9) 環境・安全、生命倫理など関係官庁等が定めた研究に関する法令及びガイドライン、所属する学会規則、国際共同研究においては、関係国・組織の諸規定を遵守すること。

2. 研究活動における不正行為、及び不適切な行為の禁止並びに法令遵守

研究活動を公正に遂行するために、研究者及び機構は以下によらなければならない。

- (1) 捏造、改ざん、盗用などの研究活動における不正行為を行ってはならず、不正行為があった場合には、是正しなければならない。
- (2) 研究活動における不適切な行為を行ってはならない。不適切な行為とは、例えば利益相反に関する義務違反、守秘義務違反、研究対象者への同意の欠落、研究被験者の虐待や材料の乱用、研究への貢献を反映しない不適切なオーサーシップ、二重投稿や二重掲載、一つの論文で発表できる研究を分割して発表する行為、である。これらの不適切な行為は、研究への信頼性を損なうものであり、研究の手続、データ管理、研究成果の公表において、学界で共有されている適切な方法を実践しなければならない。
- (3) 研究活動の遂行に当たって、法令及びそれぞれの研究領域におけるガイドライン類を逸脱してはならない。ルールに基づかない研究費の不正使用を行ってはならない。

- (4) 研究活動における不正行為及び不適切な行為について、これらの行為を隠蔽する試みや、告発者に対する報復などの行為を行ってはならない。
- (5) 機構は、研究活動における不正行為及び不適切な行為を防止し、疑義が発生した場合には、適切に対応しなければならない。

3. 研究成果・研究材料の共有、守秘義務の遵守、個人情報の保護

研究者は、自らの公表済みの研究成果並びに研究材料を広く研究者コミュニティに開放し、他の研究者が必要に応じて利用できるよう努めなければならない。一方で、知的財産権に係るものに関しては、所定の守秘義務を遵守するとともに、他の研究者の未発表研究成果、特に論や研究費の審査の過程で知り得たものについては、守秘義務を厳密に遵守しなければならない。さらに、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め適正な取扱いを行うものとする。

4. 研究倫理の保持及び向上

研究倫理を保持し、高めるために、研究者及び機構は次の努力をしなければならない。

- (1) 研究者は、研究倫理を保持する努力を行うとともに、自己研鑽と学習を怠ってはならない。
- (2) 若い研究者への指導を行う者は、次世代への責任として、研究倫理に関する指導を行わなければならない。
- (3) 機構は、研究倫理の普及・定着のための活動を行わなければならない。